

郡山市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月16日

郡山市長 椎根健雄

郡山市条例第38号

郡山市部設置条例の一部を改正する条例

郡山市部設置条例（平成5年郡山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政策開発部 ア～ウ (略) <u>エ シティプロモーションに関すること。</u> オ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 文化スポーツ観光部 ア (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 政策開発部 ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 文化スポーツ観光部 ア (略) イ <u>シティプロモーションに関すること。</u> ウ～オ (略)</p> <p>(7)～(12) (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。